

遊漁船安全設備設置義務化に係る制度説明会（令和7年6月19日）Q&A

No.	分類	質問	回答
1	いかだの搭載	海域早見図で 20℃未満となっている海域でも水温が高い年には<u>実水温が 20℃以上</u>になる期間があると思われま。 そういった期間においていかだを搭載せずに遊漁船業を営んでもよいでしょうか。	救命いかだ等の義務の適用の<u>要否</u>は、当日の水温の実測値ではなく、<u>国土交通省が公表する海域早見図に記載された日付に基づきなされる必要があります。</u>
2	いかだの搭載	一定の水温を下回る時期に運行しない船舶は、救命いかだの搭載は不要とありますが、実際に釣りをする場所の水温ではなくて、<u>釣り場までに通る場所の水温が 20℃未満の場合も</u>いかだが必要ということでしょうか。 例えば、出航する港は海域早見図における「ある一定期間は 20℃未満」の海域に含まれるが、周年客を案内する漁場は「通年 20℃以上」の海域となっており、その海域以外に客を案内することはない。 この場合でも救命いかだの搭載は必要でしょうか。	実際の釣り場の水温が 20℃以上であっても、<u>水温 20℃未満の水域を航行する場合は、救命いかだ等の義務の対象になります。</u>ただし、鹿児島県の周囲（通年で水温 15℃以上の水域）を航行する場合については、水温 20℃未満の水域を航行する場合であっても、 ・<u>平水区域（鹿児島湾内や港内）を航行する場合</u> ・<u>水密全通甲板を有する船舶である場合</u> ・<u>母港から 5 海里以内を航行する場合</u> ・<u>出航から帰港まで視認できる位置を航行する伴走船を伴い航行する場合</u> ・<u>通報があつてから 30 分以内に到着できる救助船を配備する場合</u> のいずれかを満たせば、<u>救命いかだ等の搭載は不要</u>です。 これらの方法（救命いかだ等の搭載を要しない方法）の適用について<u>ご不明な点があれば、最寄りの検査機関にお問合せください。</u>
3	いかだの搭載	船舶検査証書の<u>航行上の条件</u>に一定水温以下の期間は航行しないことを記せばいかだの搭載が<u>不要</u>になるとある。 同一の船を漁船、遊漁船の両方の用途で使い、<u>漁船として利用する際は 20℃以下の海域も航行するが、遊漁船として利用する場合は 20℃以下の海域を航行しない場合</u>、船舶検査証には<u>どのように記載</u>し、いかだの<u>積みつけの要否</u>としてはどのような扱いになるのでしょうか。	小型兼用船の場合、漁ろうの場合は救命いかだ等の<u>義務化の対象外</u>となります。その上で、漁ろう以外の場合である遊漁を行う際、<u>水温 20℃以上の水域のみを航行する場合は救命いかだの搭載が不要</u>です。 船舶検査証書の記載について、<u>漁ろう以外の場合、水温 20℃未満の時期を航行する場合は旅客の搭載が制限される旨をその他の航行上の条件等に付す</u>ことを予定しています。

遊漁船安全設備設置義務化に係る制度説明会（令和7年6月19日）Q&A

No.	分類	質問	回答
4	いかだの搭載	救命いかだを要しない方法について簡略的に教えてほしいです。 伴走船がある場合についての内容が特にわからなかったです。	「救命いかだ等の搭載を要しない方法」の概要は以下のとおりです。<u>以下のいずれかを満たせば、救命いかだ等の搭載が不要</u>となります。なお、<u>詳細についてご質問等ございましたら、最寄りの検査機関にお問合せください。</u> ○方法①「一定の水温を上回る時期のみの航行」 ・例えば、大隅海峡（国土交通省が公表する海域早見図が示す水域になります。）では、<u>水温 20℃未満となる 1/10～4/4 は航行しない。</u>又は 1/10～4/4 は平水区域（鹿児島湾など）を航行する。 ・通年で平水区域を航行する。 ○方法②「伴走船と航行」 <u>平水区域内で船団となる船舶が合流し、船団を維持しつつ、平水区域を超えて航行する。</u> ○方法③「救助船を配備」 救助船を港や洋上で待機させて、通報があつてから救助船が <u>30 分以内に到着できる範囲内を航行する。</u> ○方法④「船内に浸水しない構造」 <u>水密全通甲板を有する船舶である。</u> ○方法⑤「母港から 5 海里以内の航行」 <u>母港から 5 海里以内を航行する。</u>
5	いかだの搭載	海域早見図の水温区分については、 <u>年度ごとに更新されるような、ある程度変動するものなのか。</u> 最近は海水温も上昇してきており、実水温との差が出てくることも考えられますが、どのように対応されるのでしょうか。	水温は年ごとの変化が大きいことから、仮に、毎年の水温データを義務化の適用要否の基準に設定する場合、事業者はその要否を毎年判断する必要があります。 そのため、事業者がその要否について予見可能性をもって判断できるよう、年ごとの変化の影響を極力排除するため、<u>気象庁が公表する過去 30 年間（1991～2020 年）の平均データを義務化の適用要否の基準として設定しており、現時点で定期的に見直す予定はありません。</u>

遊漁船安全設備設置義務化に係る制度説明会（令和7年6月19日）Q&A

No.	分類	質問	回答
6	法定無線設備の設置	スターリンクを法定無線設備として扱うことができないのはなぜでしょうか。	今年4月、一部の通信キャリアが低軌道衛星と携帯電話との直接通信によるテキスト通信サービスを提供開始したと承知しています。しかしながら、本通信サービスは、 <u>現時点において、文字情報を送受信する手段であり、無線電話のような音声通信ができないことから、法定無線設備として認められません</u>
7	法定無線設備の設置	テレビ電話等ができるスターリンクを法定無線設備として扱うことはできるのでしょうか。	スターリンクは、 <u>電波法において義務船舶局に備えなければならない無線設備として認められていない</u> ことから、 <u>船舶安全法においても法定無線設備として認めていません</u> 。
8	法定無線設備の設置	27メガヘルツ帯無線電話について <u>漁業無線</u> のために船舶局免許を取得しているが、新たに <u>遊漁用</u> が必要でしょうか。	電波法の免許状に遊漁船等の通信に関する <u>項目を追記</u> すれば、遊漁船も漁業協同組合の海岸局を <u>使用できる</u> ことを総務省に確認しています。また、 <u>漁業協同組合の海岸局の免許状に遊漁船等の通信に関する項目を追記しても問題ない</u> ことを総務省・水産庁に確認しています。
9	法定無線設備の設置	平水域では携帯電話のキャリアのサービス圏内であれば法定無線設備として認められるが、 <u>平水域外で携帯電話のキャリアのサービス圏内の場合は法定無線設備として認められないのはなぜ</u> なのでしょうか。	令和6年7月の遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会のとりまとめにおいて、平水区域を超えて航行する際、 <u>携帯電話</u> については、 ・災害発生時等に通信が制限される可能性がある ・機関停止等航行不能の状態に陥り<u>沖合に流された場合に通信が困難になる恐れがある</u> ・エリアマップ内であっても一時的に<u>電波を受信できない海域</u>がある とされています。 このため、 <u>安全性確保の観点から、携帯電話は、平水区域を超えて航行する船舶の法定無線設備として認められていません</u> 。
10	法定無線設備の設置	<u>旅客定員10人以下の船</u> についても法定無線設備の搭載が必要でしょうか。	旅客定員10人以下の船舶であっても、 <u>遊漁船の事業をする場合には、航行区域によって法定無線設備の搭載が必要</u> になります。

遊漁船安全設備設置義務化に係る制度説明会（令和7年6月19日）Q&A

No.	分類	質問	回答
11	補助金交付の要件	水産庁説明資料の1ページにある 事業実施者の要件 については <u>鹿児島県では1と3を満たしていればよいのでしょうか。</u>	<u>鹿児島県において、遊漁船業法第28条第1項に基づく協議会又は海面利用協議会が組織されていないと</u>いうことであれば、御質問のとおりです。 他方、<u>今後、これらの協議会が組織された場合には、本要件を満たす必要があります。</u> 【鹿児島県水産振興課より追記】（令和7年6月時点） 鹿児島県において、遊漁船業法第28条第1項に基づく協議会は組織されていません。
12	補助金交付の要件	水産庁説明資料の1ページにある事業実施者の要件の2について「海面利用協議会が組織された場合、これに加入する」となっているが、 <u>海面利用協議会とは委員を県が選ぶものであり、一遊漁船業者が加入するものではないと思われるが</u> どういった扱いになるのでしょうか。	既に組織されている海面利用協議会が、都道府県により数人の委員が指名され、その委員により運営される形態である場合、<u>その委員に指名されていなくても補助事業の申請をすることは可能</u>です。なお、<u>海面利用協議会により取り決めがあった利用者の安全確保及び漁場の安定的な利用関係の確保に資する取組等を推進することが要件</u>となります。
13	補助金交付の要件	助成対象機器について、 <u>一事業者ごとに1設備まで、という記載</u> がされているが、「1設備」というのは「救命いかだ・法定無線設備・非常用位置発信設備」からどれか1つという意味でしょうか。	<u>そのとおりです。ただし、既に保持している安全設備は補助の対象とはならず、国が実施する他の事業による補助を受けた安全設備又は補助を受けることとなっている安全設備については補助の対象とはなりません。</u>

問合せ先

鹿児島県水産振興課 漁業監理係

担 当：柿木田（カキタ）

T E L：099-286-3439

E-mail：suikan@pref.kagoshima.lg.jp